

組織運営等に係る見直しについて

1 基本的な考え方

「即答、即応し実現する市役所」を基本とした津市総合計画後期基本計画の着実な推進、職員数2,500人体制の下での効率的で実効性のある業務推進体制の整備等を図るため、次の基本的な考え方に基づき、所要の見直しを行います。

- (1) 上下水道事業管理者の下での水道事業及び工業用水道事業並びに下水道事業（以下「上下水道事業等」という。）に係る推進体制の整備
- (2) 地域住民のまちづくりに係る思いや要望を各種施策に着実に反映するための推進体制の整備
- (3) 生活困窮者自立支援施策の的確な実施を図るための推進体制の整備

2 改正の内容

上記の基本的な考え方を踏まえ、次のとおり組織の改正等を行います。

- (1) 上下水道事業管理者の下での上下水道事業等に係る推進体制の整備
水道事業及び工業用水道事業のほか、新たに地方公営企業法の適用による下水道事業に係る業務を執行するため、水道事業管理者を改めて上下水道事業管理者として設置します。

ア 上下水道事業管理者の下での上下水道事業等の着実な実施を図るための推進体制の整備

【水道局及び下水道局の設置】

上下水道事業管理者の下に、水道局の設置のほか、下水道局を新たに設置し、それぞれ局長による上下水道事業等の着実な実施を図るための推進体制の整備を図ります。

イ 上下水道事業管理者による上下水道事業等の経営・企画を補佐するための推進体制の整備

【上下水道事業管理室の新設】

上下水道事業管理者の下に、課相当の上下水道事業管理室を設置し、同室に経営計画担当を置きます。

経営計画担当においては、上下水道事業等に係る長期的な経営戦略及

び総合的な企画に関する事務、水道局及び下水道局に係る人事管理に関する事務等を行い、上下水道事業管理者による上下水道事業等の経営・企画を補佐するための推進体制の整備を図ります。

ウ 管理部門に係る効率的な事務処理体制の整備

【水道総務課管理担当の新設等】

水道局水道総務課に新たに管理担当を置き、局内の各課に係る事業等の総合調整に関する事務等を分掌します。

また、同課経理担当においては、出納検査、経理関係諸帳簿の作成等に関する事務（下水道局に係るこれらの事務を含む。）等を、契約財産担当においては、財産の取得、処分等に関する事務（下水道局に係るこれらの事務を含む。）等をそれぞれ分掌し、効率的な事務処理体制の整備を図ります。

なお、安芸及び一志の両水道事業所については、名称をそれぞれ安芸事業所及び一志事業所に変更し、新たに下水道事業の施設に関する事務等を加え、業務を執行します。

エ 浄水施設の管理運営に関する事務等の効率的な推進体制の整備

【浄水課の浄水管理担当及び浄水施設担当の統合】

水道局浄水課の浄水管理担当及び浄水施設担当を新たに同課施設担当として統合し、各浄水施設の管理運営に関する事務等の効率的な推進体制の整備を図ります。

オ 下水道事業の管理及び調整に関する事務等の推進体制の整備

【下水道政策課の下水道総務課への見直し等】

下水道部下水道政策課を下水道局下水道総務課に改め、下水道部下水道政策課企画管理担当を下水道局下水道総務課管理担当とし、局内の各課に係る事業等の総合調整に関する事務等を分掌し、下水道事業の管理及び調整に関する事務等の推進体制の整備を図ります。

また、下水道部下水道政策課料金担当を廃止し、同担当で分掌してきた下水道使用料に関する事務については、水道局営業課料金担当に移管します。

(2) 地域住民のまちづくりに係る思いや要望を各種施策に着実に反映するための推進体制の整備

【地域連携課の新設等】

政策財務部地域政策課及び市民部対話連携推進室を統合・再編し、新たに市民部に地域連携課を設置し、同課に対話連携担当、地域政策担当及び広聴相談担当を置きます。

対話連携担当においては、新たに各地域との対話と連携の推進に関する事務等を、地域政策担当においては、総合支所との連携による地域に係る政策・施策の企画及び調整に関する事務等を、広聴相談担当においては、市民相談に関する事務等をそれぞれ分掌します。

これらの見直しにより、市民の皆様との対話と連携により把握した地域住民のまちづくりに係る思いや要望について、本庁各部等及び総合支所との連携の推進までを同一課において一体的に分掌することで、これまで以上に、地域住民に寄り添い、地域住民の思いを着実に各種施策に反映させるための推進体制の整備を図ります。

なお、政策財務部地域政策課地域政策担当で分掌してきた地域審議会に関する事務等については、同部政策課政策担当に移管します。

(3) 生活困窮者自立支援施策の的確な実施を図るための推進体制の整備

【援護課相談担当の相談・支援担当への見直し等】

健康福祉部援護課相談担当を同課相談・支援担当に改めます。

相談・支援担当においては、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業の実施に関する事務等を分掌し、新たな生活困窮者自立支援施策に的確に対応するための推進体制の整備を図ります。

また、生活保護法に基づく保護の決定及び実施に関する事務等を分掌する援護課援護担当の名称を同課保護担当に改め、より分かりやすい担当名に見直します。

(4) その他

【市民課斎場担当の設置】

平成27年1月1日の津市斎場の設置及び管理に関する条例の施行に伴い、市民部新斎場建設推進室建設推進担当を同部市民課斎場担当に改めます。

斎場担当においては、指定管理者制度により、管理・運営を行う新斎場「いつくしみの杜」について、効率的かつ効果的な管理・運営を図るための指導、監督等に関する事務等を分掌します。

3 実施時期

平成２７年４月１日から実施します。ただし、市民部市民課斎場担当の設置については、平成２７年１月１日から実施します。

4 今後の対応

津市行政組織条例の一部の改正、津市水道事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例の一部の改正並びに同条例の一部の改正に伴う関係条例の一部の改正についての議案を平成２６年第４回津市議会定例会へ提出する予定です。

また、津市職員定数条例の一部の改正についての議案を平成２７年の津市議会へ提出する予定です。

組 織 改 正 比 較 表

(平成 2 7 年 1 月 1 日から実施)

市民部

改 正 案		現 行	
課	担 当	課・室	担 当
市民課	企画管理担当	市民課	企画管理担当
	住民窓口担当		住民窓口担当
	<u>斎場担当</u>	<u>新斎場建設推進室</u>	<u>建設推進担当</u>

(平成27年4月1日から実施)

政策財務部

改 正 案		現 行	
課	担 当	課	担 当
政策課	政策担当	政策課	政策担当
		<u>地域政策課</u>	<u>地域政策担当</u>

市民部

改 正 案		現 行	
課	担 当	課・室	担 当
市民交流課	管理担当	市民交流課	管理担当
	国際・国内交流担当		国際・国内交流担当
	多文化共生担当		多文化共生担当
	交通安全担当		交通安全担当
<u>地域連携課</u>	<u>対話連携担当</u>	<u>対話連携推進室</u>	<u>対話連携担当</u>
	<u>地域政策担当</u>		
	<u>広聴相談担当</u>		<u>広聴相談担当</u>

健康福祉部

改 正 案		現 行	
課	担 当	課	担 当
援護課	<u>相談・支援担当</u>	援護課	<u>相談担当</u>
	<u>保護担当</u>		<u>援護担当</u>

(上下水道事業管理者)

改 正 案		現 行	
室	担 当	課	担 当
上下水道事業管理室	経営計画担当	水道総務課	経営管理担当
		下水道政策課	経営計画担当

(上下水道事業管理者) 水道局

改 正 案		現 行	
課・所	担 当	課・所	担 当
水道総務課	管理担当	水道総務課	
	経理担当		経理担当
	契約財産担当		契約財産担当
	簡易水道担当		簡易水道担当
営業課	料金担当	営業課	料金担当
	給水・計量担当		給水・計量担当
工務課	調査・維持担当	工務課	調査・維持担当
	工事担当		工事担当
浄水課	施設担当	浄水課	浄水管理担当
			浄水施設担当
	水質管理担当		水質管理担当
安芸事業所	管理担当	安芸水道事業所	管理担当
	事業担当		事業担当
一志事業所	管理担当	一志水道事業所	管理担当
	事業担当		事業担当

(上下水道事業管理者) 下水道局

改 正 案		現 行	
課	担 当	課	担 当
下水道総務課	管理担当	下水道政策課	企画管理担当
			料金担当
	生活排水推進担当		生活排水推進担当
下水道建設課	建設担当	下水道建設課	建設担当
	維持担当		維持担当
下水道施設課	施設担当	下水道施設課	施設担当